○阿蘇市温水プール・温泉施設条例

平成17年２月11日阿蘇市条例第96号

改正

平成18年８月10日条例第24号

阿蘇市温水プール・温泉施設条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第１項の規定に基づき、阿蘇市温水プール及び温泉施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　阿蘇市の体育、水泳の普及、及び体位の向上と健康維持増進を図るとともに、四季を通じた観光客等の誘致を図るため、阿蘇市温水プール・温泉施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第３条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　阿蘇市温水プール・温泉施設

位置　阿蘇市一の宮町宮地字中澇崎5812番地

（管理）

第４条　施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（業務）

第５条　施設は、次に掲げる業務を行う。

（１）　市民及び市外利用者の健康増進等のための施設を提供すること。

（２）　前項に関する相談及び指導を行うこと。

（３）　その他、温水プール及び温泉利用者に関し必要な業務を行うこと。

（休館日及び開館時間）

第６条　施設の休館日及び開館時間は次のとおりとする。

休館日　毎週月曜日

開館時間　午前10時から午後10時まで

（管理業務の委託）

第７条　市長は、施設の設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、法人その他の団体であって市が指定するものに施設の管理を委託することができる。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、職員を派遣することができる。

（使用の許可）

第８条　市民及び市外利用者は、体位向上、健康維持・増進のため施設を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

（１）　感染症疾患を有する者

（２）　疾病又は負傷のため入院治療の必要な者

（３）　市長が不適当と認めた者

２　市長は、入場者のうち前項各号のいずれかに該当するときは、使用を中止させることができる。

（使用の禁止）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入場を拒絶し、又は退場させることができる。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

（２）　施設を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあると認められる者

（３）　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

（４）　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（５）　獣類を連行する者

（６）　その他施設の管理上支障があると認められる者

（行為の制限）
第10条　施設において次の各号に掲げる行為をしようとするものは市長の許可を受けなければならない。
（１）　競技会、展示会その他これに類する催しのために施設の全部又は一部を独占して使用すること。
（２）　その他市長が必要と認めた行為
２　前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、期間、場所又は施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
３　第１項の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。
４　市長は第１項及び第３項の許可を与える場合において、施設の管理上必要あるときは、その使用について条件を付することができる。
（使用料）
第11条　施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。
２　市長が特に必要と認める場合は、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。
（指定管理者による管理）
第12条　施設の管理は、法第244条の２第３項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
２　前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第６条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
３　第１項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第８条から第11条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
４　第１項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第10条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
５　第１項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第10条（第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。
（指定管理者の業務）
第13条　指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）　第５条各号に掲げる業務
（２）　施設の使用の許可に関する業務
（３）　施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
（利用料金）
第14条　第11条第１項の規定にかかわらず、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設及び設備の利用にかかる料金を収受させることができる。
２　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。
（現状回復の義務）
第15条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の２第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。
（損害賠償）
第16条　使用者は、故意又は過失により建物及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の算定する損害額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成17年２月11日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の一の宮町温水プール・温泉施設の設置及び管理に関する条例（平成７年一の宮町条例第１号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3　施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成18年８月10日阿蘇市条例第24号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市温水プール・温泉施設条例第５条の規定により管理を委託している阿蘇市温水プール・温泉施設の管理については、平成18年８月31日までの間は、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

1　基本使用料

区分	温泉		温水プール		
	基本料金（１回につき）		基本料金（２時間につき）		超過料金（30分間につき）
	市内	市外	市内	市外	
	円	円	円	円	円
大人	300	400	600	800	100
こども	150	200	300	400	

2　温水プール・温泉組合せ使用料

区分	市内	市外	備考
	円	円	（１）　温水プールの使用時間は２時間までとし超過料金は「基本使用料」のとおりとする。 （２）　組み合わせ使用とは温水プールを使用した後で温泉を使用することをいう。
大人	800	1,100	
こども	400	550	

3　使用回数券

区分	温泉		温水プール	
	市内	市外	市内	市外
	円	円	円	円
大人	3,000	4,000	6,000	8,000
こども	1,500	2,000	3,000	4,000
備考	（１）　回数券は11枚綴りとする。 （２）　温水プールの使用時間は２時間までとし、超過料金は「基本使用料」のとおりとする。			

4　団体使用割引

（１）　事前に20人以上（大人、こどもを含む。）での同時使用を申し出た者については、「基本使用料」の合計金額から10分の１に相当する額を減額できるものとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てるものとする。 （２）　温水プールの使用時間は２時間までとし、超過料金は「基本使用料」のとおりとする。

5　通年使用券等

	通年使用券等料金（１人につき）

一般通年使用券	大人	40,000円		
	こども	20,000円		
一般半年使用券	大人	24,000円		
	こども	12,000円		
	グループの代表者		グループ１人につき	
グループ通年使用券	大人	30,000円	大人	20,000円
	こども	15,000円	こども	10,000円

備考
（１）　通年使用券の有効期間は、発行日から１年間とする。 （２）　半年使用券の有効期間は、発行日から６箇月間とする。 （３）　通年使用券又は半年使用券使用者は、別表第１に掲げる「１　基本使用料」及び「２　温水プール・温泉組み合わせ使用料」の納入を要しないものとする。 （４）　通年使用券又は半年使用券は、阿蘇市交流促進センター条例に規定する通年使用券又は半年使用券を兼ねるものとする。 （５）　グループ通年使用券は、２人以上５人以内とし、同一の発行日とする。 （６）　グループ通年使用券は、グループ構成員がすべてこどもである場合を除き代表者は大人とする。

６　占有使用料

区分	１コース１時間につき
50メートルプール	2,000円

備考
（１）　施設管理者が施設の管理上支障があると判断した場合は占有使用を認めない。 （２）　「基本使用料」は別途徴収するものとする。 （３）　占有に当たり別途経費を必要とする場合は占有使用料に加算するものとする。

７　備考

（１）　「大人」とは、15歳以上の者（中学校の生徒を除く。）をいう。

（２）　「こども」とは、小学校の児童、中学校の生徒及び就学前の者をいう。

（３）　「１回」とは、継続使用で使用開始から使用終了までとする。

（４）　超過時間を計算する場合において、その時間が30分未満であるとき、又はその時間に30分未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は30分として計算する。

（５）　使用のための準備及び原状回復の時間は、使用時間に含む。

（６）　算出した金額に10円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てる。

（７）　備品の貸出しについては、別に定める。

○阿蘇市交流促進センター条例

平成17年２月11日阿蘇市条例第97号

改正

平成18年８月10日条例第25号

阿蘇市交流促進センター条例

（設置）

第１条　市民の健康増進並びに都市との交流による農業の振興及び地域の活性化を図るため、交流促進センターを設置する。

（名称及び位置）

第２条　交流促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　阿蘇市交流促進センター

位置　阿蘇市一の宮町宮地5818番地１

（業務）

第３条　阿蘇市交流促進センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

（１）　市民の健康増進及び都市農村交流のための施設及び設備を提供すること。

（２）　市民の健康増進に関する相談並びに指導を行うこと。

（３）　その他市民の健康増進及び都市との交流に必要な業務を行うこと。

（管理）

第４条　センターは、阿蘇市が管理する。ただし、必要があると認めるときは法人その他の団体であって市が指定するものに管理を委託することができる。

（休館日及び開館時間）

第５条　センターの休館日及び開館時間は、次のとおりとする。

休館日　毎週月曜日

開館時間　午前10時から午後10時まで

（使用許可）

第６条　センター及びその附属施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

（１）　センターの秩序をみだし、又は公益風俗を害するおそれがあると認めたとき。

（２）　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（３）　施設又は備品を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めたとき。

（４）　その他管理上支障があると認めたとき。

（許可の取消し等）

第８条　使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるとき市長は、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）　第５条第２項の規定による許可の条件に違反したとき。

（３）　緊急やむを得ない事情により市がこれを使用する必要が生じたとき。

（使用料）

第９条　センターの使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

２　前項の使用料は前納とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは後納することができる。

３　既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときはその全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（１）　市が主催する行事に使用するとき。

（２）　市長が特に必要と認めたとき。

（使用目的の変更等の禁止）

第11条　使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（設備の変更等の禁止）

第12条　使用者は、許可なく既存の設備を変更し、若しくは設備を附加してはならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときはこの限りでない。

（指定管理者による管理）

第13条　センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第５条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

３　第１項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第６条から第10条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

４　第１項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第６条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

５　第１項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第６条（第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条　指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）　第３条各号に掲げる業務

（２）　センターの使用の許可に関する業務

（３）　センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

（利用料金）

第15条　第９条第１項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にセンターの施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

２　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（現状回復の義務）

第16条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の２第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第17条　使用者は、センターの施設及び備品を破損し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復するか、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年２月11日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の一の宮町交流促進センターの設置及び管理に関する条例（平成８年一の宮町条例第２号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたも

のとみなす。
３　施行日の前日までに利用を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成18年８月10日阿蘇市条例第25号）

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）
２　この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市交流促進センター条例第４条の規定により管理を委託している阿蘇市交流促進センター施設の管理については、平成18年８月31日までの間は、なお従前の例による。

別表（第９条関係）

１　基本使用料

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>市内</td><td>市外</td></tr>
<tr><td colspan="2">トレーニングルーム（１人２時間以内）</td><td>300円</td><td>400円</td></tr>
<tr><td colspan="2">エアロビクスルーム（１室２時間以内）</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">研修室（１室２時間以内）</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（１）　トレーニングルームの超過料金は、１時間100円とする。
（２）　エアロビクスルームの超過料金は、１時間1,000円とする。
（３）　研修室の超過料金は、１時間1,000円とする。</td></tr>
</table>

２　使用回数券

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>市内</td><td>市外</td></tr>
<tr><td colspan="2">トレーニングルーム（１人２時間以内）</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">エアロビクスルーム（１室２時間以内）</td><td>20,000円</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">研修室（１室２時間以内）</td><td>20,000円</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（１）　回数券は、11枚綴りとする。
（２）　超過料金は、基本使用料のとおりとする。</td></tr>
</table>

３　通年使用券等

<table>
<tr><td rowspan="5">トレーニングルーム</td><td></td><td colspan="2">通年使用券等料金（１人につき）</td></tr>
<tr><td>一般通年使用券</td><td colspan="2">25,000円</td></tr>
<tr><td>一般半年使用券</td><td colspan="2">15,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>グループの代表者</td><td>グループ１人につき</td></tr>
<tr><td>グループ通年使用券</td><td>20,000円</td><td>12,500円</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考</td></tr>
<tr><td colspan="4">（１）　通年使用券の有効期間は、発行日から１年間とする。
（２）　半年使用券の有効期間は、発行日から６箇月間とする。
（３）　通年使用券又は半年使用券使用者は、トレーニングルーム使用料の納入を要しない。
（４）　阿蘇市温水プール温泉施設条例に規定する通年使用券又は半年使用券使用者は、トレーニングルーム使用料の納入を要しない。
（５）　グループ通年使用券は、２人以上５人以内とし、同一の発行日とする。</td></tr>
</table>

４　備考
（１）　超過時間の計算は、１時間未満を１時間とする。
（２）　使用のための準備及び原状回復の時間は、使用時間に含む。
（３）　備品の持出しは、禁止する。

○阿蘇市温水プール・温泉施設条例施行規則

平成17年２月11日阿蘇市規則第54号

阿蘇市温水プール・温泉施設条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、阿蘇市温水プール・温泉施設条例（平成17年阿蘇市条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　阿蘇市温水プール・温泉施設（以下「施設」という。）の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条　施設の休館日は、毎週月曜日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更できるものとする。

（使用の制限）

第４条　市長は、条例第７条の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては施設への入場を拒絶し、又は退場させることができるものとする。

（行為の制限）

第５条　条例第８条に規定する行為をしようとする者は、原則として行為をしようとする90日前までに、温水プール・温泉施設（アゼリア21）使用許可申請書（様式第１号）を市長に提出し許可を受けるものとする。

２　市長は、前項により行為をしようとする者に対して、条例第８条第４項の規定に基づき別に算定した使用料を、条例別表に掲げる使用料に加算できるものとする。

（使用料の減免）

第６条　条例第９条第２項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、原則として施設を使用する７日前までに温水プール・温泉施設（アゼリア21）使用料減免申請書（様式第２号）を市長に提出し許可を受けるものとする。

（その他）

第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年２月11日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の一の宮町温水プール・温泉施設の設置及び管理に関する規則（平成７年一の宮町規則第１号。以下「合併前の規則」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第１号（第５条関係）
様式第1号(第5条関係)

温水プール・温泉施設(アゼリア21)使用許可申請書

年　月　日

阿蘇市長　　　様

住所
氏名
電話(　　)　—

次のとおり阿蘇市温水プール・温泉施設を使用したいので阿蘇市温水プール・温泉施設条例施行規則第5条に基づき申請します。

使用目的		
使用期間	年　月　日　午前・午後　時　分から 年　月　日　午前・午後　時　分まで	
使用施設名	温水プール　温泉　その他(　　　)	
使用人員	大　人(男　人・女　人) こども(男　人・女　人) 計　人	
使用料金等	施設占有使用料金	円
	施設使用料金	円
	合計	円
使用に当たっての附帯条件		

上記については使用を(許可する・許可しない)

年　月　日

阿蘇市長

取扱担当者

※注意：本申請は原則として使用日の90日前までに提出すること。
使用料等の減免を必要とする場合は使用料減免申請も併せて提出すること。

様式第２号（第６条関係）

様式第2号(第6条関係)

温水プール・温泉施設(アゼリア21)使用料減免申請書

年　月　日

阿蘇市長　　　様

住所
氏名
電話(　　)　―

阿蘇市温水プール・温泉施設条例施行規則第6条に基づき次のとおり使用料の減免を申請します。

使用目的	
使用期間	年　月　日　午前・午後　時　分から 年　月　日　午前・午後　時　分まで
使用施設名	温水プール　温泉　その他(　　　)
使用人員	大　人(男　　人・女　　人) こども(男　　人・女　　人) 計　　人
使用に当たっての附帯条件	

上記については使用料の減免を(許可する・許可しない)

年　月　日

阿蘇市長

取扱担当者

※注意：本申請は原則として使用日の7日前までに提出すること。

○阿蘇市交流促進センター条例施行規則

平成17年２月11日阿蘇市規則第55号

阿蘇市交流促進センター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、阿蘇市交流促進センター条例（平成17年阿蘇市条例第97号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　阿蘇市交流促進センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

２　使用時間には、実際に使用する時間のほか、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

（休館日）

第３条　センターの休館日は毎週月曜日とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、臨時に休館日を定めることができる。

（使用の方法）

第４条　センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、使用券の交付を受けなければならない。

２　使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項）

第５条　使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

（１）　許可を受けないで物品の展示販売又はこれに類する行為をしないこと。

（２）　所定の場所以外で飲食・喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

（３）　許可なくして壁・柱等に貼紙をし、又はピン・釘打ちをしないこと。

（４）　許可を受けた設備器具又は備付け物品以外のものを使用しないこと。

（５）　利用した設備及び備品は、原状に復し整理整頓すること。

（６）　センターの管理上支障をきたすような行為をしないこと。

（７）　許可時間内に使用し、使用後は速やかに退館すること。

（８）　センタージムの使用者は、原則として高校生以上とする。

（９）　使用者の負傷等に対しては、その団体及び個人の責任において適切に処理すること。

(10)　その他管理者の指示する事項に従うこと。

（入場の制限）

第６条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

（１）　感染性の疾病がある者

（２）　飲酒しているもの

（３）　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

（４）　管理上必要な指示に従わない者

（使用料の減免）

第７条　管理者は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

２　使用料の減免を受けようとする者は、速やかに交流促進センター減免申請書（別記様式）を管理者に提出し審査を受けなければならない。

３　管理者は、前項の減免申請書を受理したときは記載事項を審査し、適当と認めたときは使用料を減額又は免除するものとする。

（係員の立入り）

第８条　使用者は、管理者から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならない。

（事故報告）

第９条　使用者は、建物、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは直ちに管理者に届け出なければならない。

（その他）

第10条　この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年２月11日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の一の宮町交流促進センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成８年一の宮町規則第２号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式（第７条関係）

別記様式(第7条関係)

決裁欄

教育長	事務局長	次　長	主　幹	係　長	社会教育指導委員	担当者

交流促進センター施設使用料減免申請書

年　　月　　日

阿蘇市教育委員会　様

団　体　名
代表者住所
氏　　　名
電話番号

阿蘇市交流促進センター条例及び施行規則、その他諸規定を承諾の上、下記のとおり使用料の減免を申請します。

記

使用目的（明確に記入）	
使用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　　日間 (　　　　　　　　　　　　　　)
使用時間	時　　分から　　時　　分まで
使用施設名	トレーニング室・エアロビクス室・ミーティング室
使用予定人員	大人男　　　人・こども男　　　人 大人女　　　人・こども女　　　人　計　　　人
使用備品名	
備　　考	

上記申請について使用料の減免を許可する。

決定通知　　　年　　月　　日

阿蘇市教育委員会　　　　印

取扱者